

議案第 2 1 号

市川市印鑑条例の一部改正について

市川市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 6 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市印鑑条例の一部を改正する条例

市川市印鑑条例（昭和 5 2 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「本市の」を「、本市が備える」に改める。

第 5 条第 2 項第 1 号中「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 3 0 条の 1 3 に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 3 0 条の 2 6 第 1 項」を「同令第 3 0 条の 1 6 第 1 項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第 2 号中「氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第 6 条第 2 項第 3 号を次のように改める。

(3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（住民基本台帳法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称）

第 6 条第 2 項第 7 号中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

第 9 条第 1 項を削り、同条第 2 項を同条第 1 項とし、同条第 3 項中「前 2 項」

を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第12条第1項に次のただし書を加える。

ただし、登録者が申請する場合であって、規則で定める書類の提示によりその者が本人であることを確認することができるときは、当該印鑑登録証の添付を省略することができる。

第13条に次の1項を加える。

2 前条第1項ただし書の規定の適用がある場合には、前項第1号の規定は、適用しない。

第14条第3項ただし書を削る。

第16条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 印鑑登録証亡失の届出があったとき。

第17条中「前条第4号又は第5号」を「前条第5号又は第6号」に改める。

第20条ただし書中「第12条第1項」を「第12条第1項本文」に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。ただし、第9条の改正規定、第12条第1項にただし書を加える改正規定、第13条に1項を加える改正規定、第14条第3項ただし書を削る改正規定、第16条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に1号を加える改正規定並びに第17条及び第20条ただし書の改正規定は、令和2年1月4日から施行する。

理 由

住民基本台帳法施行令の改正を踏まえ印鑑登録証明書に旧氏を記載することができることとするとともに、印鑑登録証が提示されない場合の印鑑登録証明書の交付に係る事務の取扱いを見直すほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。